

I. 東京学芸大学附属大泉小学校保護者と教師の会（PTA）規約

昭和 24 年 4 月 25 日制定
昭和 29 年 4 月 25 日改訂
昭和 30 年 4 月 24 日改訂
昭和 31 年 4 月 21 日改訂
昭和 37 年 4 月 22 日改訂
昭和 39 年 4 月 12 日改訂
昭和 45 年 3 月 1 日改訂
平成 6 年 2 月 19 日改訂
平成 10 年 2 月 21 日改訂
平成 16 年 4 月 1 日名称改訂
平成 18 年 4 月 1 日改訂
平成 24 年 4 月 1 日改訂
平成 26 年 4 月 1 日改訂
平成 30 年 4 月 1 日改訂

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 この会は、東京学芸大学附属大泉小学校(以下附属大泉小という)保護者と教師の会(PTA)という。

第 2 条 この会の事務所を附属大泉小内に置く。

第 2 章 目的及び活動

第 3 条 この会は、保護者と教員が協力して、家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 4 条 この会は前条の目的をとげるために次の活動をする。

- ① よい保護者, よい教員になるように努める。
- ② 家庭と学校との緊密な連絡によって, 児童の生活を補導する。
- ③ 児童の生活環境をよくする。

第 3 章 方 針

第 5 条 この会は、教育を旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

- ① 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- ② 特定の政党や宗教に偏ることなく、又、もっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
但し、経費の調達又は福祉を向上させるための事業を行うことができる。
- ③ この会は、この会の役員の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
- ④ 学校の行政には関係しない。

第 4 章 会 員

第 6 条 1. この会の会員となることができる者は次のとおりである。

- ① 附属大泉小に在籍する児童の保護者又はこれにかわる者。
- ② 附属大泉小の校長及び教員。
- ③ この会の趣旨に賛同する者。

2. 但し、第 3 号に該当する者の入会は、運営委員会が決定する。

第 7 条 会員はこの会に関する限りすべての平等の義務と権利とを有する。

第 8 条 この会、又は、この会の会員は、総会の決定により全国国立大学附属学校 PTA 連合会及び各種 PTA(保護者

と教師の会)協議会の会員となる。

第 5 章 会計及び経理

第 9 条 1. この会の会員は、原則として会費を納めるものとする。

2. 新たにこの会の会員となる場合は、入会金を納めるものとする。

3. 会費及び入会金の額は年度始めの総会で決定するものとする。

第 10 条 この会の活動に要する経費は、会費、入会金、寄付金及びその他の収入によって支弁される。

第 11 条 この会の経理は、総会において議決された予算に基づいて行われる。

第 12 条 この会の決算は、会計監査を経て、総会に報告され、承認を得なければならない。

第 13 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 役員

第 14 条 1. この会の役員は次のとおりである。

会長 1 名、副会長 2 名、書記 2 名、会計 1 名。

2. 顧問

① 本会は役員とは別に顧問を置く。

② 顧問は、前年度の役員経験者の中から、役員が推薦し、総会で承認を受ける。

③ 顧問の任期は一年とする。

④ 顧問は、会長の諮問に応じ、相談にあたる。

⑤ 顧問は、本校が全国国立大学附属学校 PTA 連合会の会長校になった場合は、全国国立大学附属学校 PTA 連合会会長をつかさどる。

第 15 条 1. 役員は、総会に出席した会員の無記名投票により、選挙される。

2. 但し、候補者 1 名の場合は右に代えて総会で信任することができる。

第 16 条 1. 役員の任期は 1 年とする。但し、同じ役員の職については、1 回限り再任を妨げない。

2. 役員は、翌年引き続いて他の役員に選任されることができる。但し役員の職になることが連続の通算して 4 年を超えてはならない。

第 17 条 1. 会長は、次の職務を行う。

① この会を代表して会務を総括し、その責に任ずる。

② 総会及び運営委員会を召集する。

③ 他の役員及び校長の意見を聞いて、常置委員会の委員長を委嘱する。

④ 運営委員会の承認を得て、臨時委員会及び特別委員会を委嘱する。

⑤ 各常置委員会の委員を委嘱する。

2. 会長は候補者選考委員会、選挙管理委員会及び会計監査委員会の集会を除くすべての集会、委員会に出席して意見を述べることができる。

第 18 条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

第 19 条 書記はつぎの職務を行う。

① 総会及び運営委員会の議事、並びにこの会の活動にかんする重要事項を記録する。

② 記録、通信その他の書類を保管する。

③ 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。

第 20 条 会計は、次の職務を行う。

① 総会が決定した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する。

② 次年度初めの総会において、会計監査委員の監査を経た決算報告をする。

③ この会の財産を管理する。

④ 予算の立案については運営委員会で協議する。

第 7 章 会計監査委員会

第 21 条 この会の経理を監査するために、3名の会計監査委員を置く。

第 22 条 会計監査委員の選考方法は細則で定める。

第 23 条 会計監査委員は、必要に応じ、随時、会計監査を行うことができる。

第 24 条 会計監査委員は、その任務を終了したときに、解任される。

第 8 章 選挙管理委員会

第 25 条 役員の選挙に関する事務を処理するときは、7名以上の選挙管理委員を置く。

第 26 条 選挙管理委員会の構成、選挙方法は細則で定める。

第 27 条 選挙管理委員は、その任務を終了したときに、解任される。

第 9 章 役員候補者選考委員会

第 28 条 役員候補者を選考するために役員候補者選考委員会(以下単に選考委員会という)を置く。

第 29 条 選考委員会の構成、選出方法は細則で定める。

第 30 条 選考委員会の委員は、その任務を終了したときに、解任される。

第 10 章 総 会

第 31 条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関である。

第 32 条 1. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

2. 定期総会は年度始め2か月以内及び年度末2か月以内に開催する。

3. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の10分の1以上の要求があったときに開催する。

第 33 条 1. 総会は、会員の10分の1以上が参加しなければ成立しない。

2. 総会の議事は、出席者の過半数で決する。議決の方法は細則で決める。

第 34 条 1. 運営委員会が、やむを得ないと認めた場合、総会に代えて、全会員に書類を以って議事を通知して、その議決を求めることができる。

2. 但し、この場合はその結果をなるべく早く文書をもって全会員に知らせ、且つ次期総会で之を報告するものとする。

第 11 章 運営委員会

第 35 条 1. 運営委員会は、役員、常置委員会の委員長、校長、副校長、会計補佐及び臨時又は特別委員会のある場合にはその委員長をもって構成され、この規約に定めるほか役員、会計監査委員会、選考委員会、選挙管理委員会、常置委員会及び、臨時又は特別委員会の権限以外の事務を処理する。

2. 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決し同数の場合は議長が裁決する。

第 36 条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、又は構成員の4分の1以上の要求があったときに開催する。

第 37 条 運営委員会は委員の現在数の2分の1以上出席しなければ、その議事を開き、採決することができない。

第 38 条 運営委員会の議事は、出席者の過半数で決し同数の場合は議長が裁決する。

第 12 章 常置委員会及び臨時又は、特別委員会

第 39 条 1. この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案するために常置委員会を置く。

2. 常置委員会の種類は次のとおりとする。

会員委員会、教育助成委員会、環境整備委員会、校外生活委員会、広報委員会

3. 各委員会について必要事項は細則に定める。

第40条 各常置委員会は、委員長1名、副委員長1名、委員をもって構成し、委員は各学級1名とする。副委員長は委員を兼ねることができる。

第41条 1. 特別な事項について必要があるときは、臨時又は特別委員会を設けることができる。

2. 臨時又は特別委員会について必要な事項は、細則で定める。

第 13 章 細 則

第42条 1. この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定める。

2. 運営委員会は、細則の制定又は改廃した場合には、その結果をなるべく早く文書をもって全会員に知らせ、且つ次期総会に報告しなければならない。

第 14 章 改 正

第43条 この規約は、総会において、出席3分の2以上の賛成がなければ、改正することができない。但し、改正案は総会の開催前に全会員に知らせておかなければならない。

第 15 章 個人情報の扱いについて

第44条 個人情報の保護と管理については、以下のように定める。

1. 本会が収集した個人情報は、本会の目的を達成することに限り利用する。

2. 本会が収集した個人情報は、第三者に開示しない。但し、法令の定める場合は、この限りではない。

附 則

第45条 本規約は、昭和24年4月25日制定施行。

第46条 第14条の2は、平成10年度より施行する。

第15章は平成18年度より施行する。

第47条 第39条の2は、平成24年度より施行する。

II. 細 則 第1号

第1章 役員、選考委員会、選挙管理委員会並びに 会計監査委員会の選挙及び就任

第1条 役員の選考及び就任は、次のとおり行われる。

1. 役員は選考委員会で選考された候補者及び選挙総会において一般会員から追加選考された候補者につき無記名投票により選任されるが、候補者1名の場合は総会における信任により決定される。

2. 選考委員会を次の方法によってつくる。

イ 各学年代表6名、教員から2名、運営委員会から1名の構成とする。

ロ 学年代表は、各学級で決められた学級代表の中から学年ごとに互選する。学級代表は、会員委員が就任することとする。

ハ 教員からの2名、運営委員会からの1名は、それぞれ互選する。

ニ 選考委員の互選によって、委員長を決定し、議長とする。

ホ 会長は選考委員になることができない。

3. 選考委員は役員広報になることができない。

4. 選考委員の氏名を選挙総会の以前に発表する。

5. 選考委員会は、各役員別に選挙の前日までに候補者を選考する。

6. 候補者の選考は、選考委員会によってなされる場合も、総会において一般会員から追加選考される場合も、その氏名を発表する前に、被選挙者の同意を得なければならない。
7. 6年生の保護者は特別の場合を除き、次年度役員候補者に選考されることはできない。
8. 役員候補者は原則として次の範囲から決める。
会 長(保護者) 副会長(保護者) 書 記(保護者と教員) 会計(保護者)
9. 選考された役員は選挙総会以降、逐次事務引き継ぎ及び新年度の準備を行い、年度初めの総会において正式就任するものとする。

第 2 条 会計監査委員は毎年度末総会において役員候補者選考方法に準じて定める。

第 3 条 1. 選挙管理委員会を次の方法によってつくる。

- イ 各学年代表 6 名，教員 1 名をもって構成する。
- ロ 学年代表は，学級代表の中から学年ごとに互選する。
- ハ 選考委員と選挙管理委員とを兼ねることはできない。
- ニ 教員 1 名は教員の互選によって決定する。
- ホ 委員長は管理委員の互選によって決定する。

2. 選挙管理委員会は選考委員会の選考に基づき、選挙総会の前日までに候補者の氏名・性別を全会員に知らせる。

3. 選挙管理委員会は全校で定めるほか、選挙に関するすべての事務を取り扱う。

第 4 条 会長に欠員が生じたときには、副会長が就任し、任期は前任者の残任期間とする。

第 5 条 会長以外の役員に欠員が生じたときには運営委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

第 2 章 常置委員会委員の決定

第 6 条 1. 常置委員会の委員長は、PTA会長の委嘱により選出する。

2. 常置委員会委員は学級ごとに保護者会において単記無記名投票において選出する。但し、通信投票で決めることができる。

第 7 条 常置委員会の副委員長(保護者と教員)2名の選出は各常置委員の互選によって選出する。

第 8 条 1. 委員長及び委員の任期は1年とする。

2. 委員長に欠員が生じた場合は、PTA会長の委嘱により選出し、任期は前者の残任期間とする。

3. 委員に欠員が生じた場合は、該当学級の保護者会において単記無記名投票において再度選出する。

第 3 章 総 会

第 9 条 年度初めの総会には会計監査を経て前年度決算報告及びその承認、新役員の就任、会員の移動並びに新年度計画、収支予算の審議決定を行う。

第 10 条 年度末総会において次年度役員の選挙又は信任決定を行う。

第 4 章 運営委員会、常置委員会及び臨時、又は特別委員会

第 11 条 1. 運営委員会は毎月 1 回以上、常置委員会及び臨時、又は特別委員会は必要の都度開催する。

2. 運営委員会以外の各委員会の開催はその都度会長に連絡するものとする。

第 12 条 1. 臨時又は特別委員会は、その必要に応じ運営委員会の議を経て設置する。

2. 臨時又は特別の用務が完了したときは、臨時又は特別委員会は解散する。

3. 臨時又は特別委員会の委員長、委員はその用務に応じて校長と相談の上、運営委員会の議を経て会長が委嘱する。

第 13 条 臨時又は特別委員会が設置されたときは、なるべく早く臨時総会を開き、又は文書をもって全会員に通知するものとする。

第 14 条 運営委員会は

1. 各種委員会意見をもとに年間計画を立てるとともに、各種委員会の諸活動について相互調整をはかる。
2. 総会に関する事項を立案する。
3. 年間計画に基づく活動必要な収支予算を立案し、必要に応じて補正予算をたてる。またその経理を行う。
4. 児童の健全育成のため、会員が心豊かに子育てライフを過ごせるように、教育・子育て、健康、趣味、教養等に関する講演会や講習会等を企画して開催することができる。
5. その他の日常庶務・渉外等に関する事務を行う。

第 15 条 会員委員会は

1. この会の主旨の解明につとめ、すべての会員がよりよい理解をもって活動するようにつとめる。
2. 会員の意見を総合調整してこれを本会の活動に生かすようにつとめる。
3. 会員慶弔内規の検討をする、又はこれに関する人にあたる。
4. 必要に応じて会員相互の親睦をはかるための会を企画し運営する。
5. 次年度役員選考の際に、学級代表として参会する。

第 16 条 教育助成委員会は

1. 学校教育を助成するために、ベルマークの回収や整理、制服リサイクル等の活動を行う。
2. 各学級の会計経理を行う。

第 17 条 環境整備委員会は

1. 教育環境を維持改善するため、適切な活動をする。
2. 会員の学校教育への理解を深めるために、適切な活動をする。

第 18 条 校外生活委員会は

1. 児童の交通安全への認識を高め、安全な通学ができるよう積極的に協力する。
2. 校外における児童の生活習慣の向上をはかるようにつとめる。
3. 会員の交通安全や公衆道徳に関する認識を高めるような活動を企画し、推進する。

第 19 条 広報委員会は

1. 会報を発行して、学校及び家庭の相互連絡をはかる。また、各委員会の活動及び情報の伝達意見の交換につとめる。
2. その他必要な広報活動について、これにあたる。

第 20 条 1. 常置委員会の委員はその所属する委員会において上記の活動をすると同時に各学級において学級委員としての目的にかなう活動をするものとする。

2. 会員は、他の委員の協力を得て委員間のまとめ役となる。

第 21 条 この会の会員は誰でも会計簿を閲覧することができる。

第 5 章 議事及び選挙の運用

第 22 条 総会における議事運用は次のとおり行う。

1. 会員が議場に入るときは受付で氏名を記名し、もし途中退場するときは其の旨を申し出ること。
2. 議長はすべての議題、提案について自ら又は書記及び特定者に説明させ、会員はそれに対し質問、議論することができる。
3. 会員が発言しようとするときは挙手して議長の指名によって発言する。
4. 議長が議題提案の採決を宣告した後は、何人もその議題について発言することはできない。

5. 採決の方法は投票, 起立, 挙手, 又は拍手とし, 議長が適宜これを運用する。

第 23 条 総会その他において選挙を行う場合は, 単記無記名投票とする。但し議長が必要と認めたときは議決によって連記の方法をとることができる。

第 6 章 改 正

第 24 条 この細則は運営委員会において構成員の 3 分の 2 以上の賛成がなければ改正することができない。

第 2 号

会員慶弔慰内規

1. 会員及び在学児童が死亡した場合
2. 会員の家庭が火災其の不慮の災害を被った場合
3. 会員及び在学児童が病気のため, 引続き1ヶ月以上臥床の場合
4. その他運営委員会が必要と認めた場合

上記各項の場合は運営委員会において議したる後, 適当なる方法により慶弔慰の意を表し, 金品を贈与することができる。

5. 前各号実施の場合は開放又は文書をもって全会員に通知するものとする。
6. 本細則の改正は細則第1号の改正に準ずるものとする。